

○工学院大学における公的研究費の管理に係る職務権限に関する規程細則
(平成25年3月23日)
改正

(目的)

第1条 この細則は、工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程(以下「規程」という。)第4条8項の規定に基づき必要事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この細則において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「承認」 上位の職位にある者が下位の職位にあるも者の申請に同意することをいう。
- (2) 「決裁」 職務権限の行使を最終的に決定することをいう。

(職務権限の明確化)

第3条 学長は、所管業務に係る職務について、承認及び決裁の権限の種類を別表のとおり定める。学長は必要によりその職務を下位職位者に委譲することができる。

2 決裁者が決裁した場合でも、申請者及び承認者も職位に応じた責任を有する。

(職務権限の行使)

第4条 職務権限の行使は次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者は職務遂行するとき必要となる権限事項は、職務権限規程細則の別表に定める決裁を受けなければならない。
- (2) 権限事項の承認を求められた者は、自己の責任においてその適否を判断し決裁者に決裁を求める。
- (3) 決裁者は権限事項の最終的な決定を行う。

(事務)

第5条 この細則に関する事務は、総合企画部研究支援室が処理する。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事長が行う。

附 則

この細則は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月19日から施行する。(常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更)

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する(第1条中の条番号の訂正、その他字句修正)。

附 則

この細則は、令和3年9月1日から施行する(第1条中の条番号の改定、組織改正に伴う事務部門の修正)。